

松川村耐震改修促進計画

平成20年2月

松 川 村

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・19
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・・20
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・・・20
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・・・・・・・21
- 5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・・・・・21

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・・・・・22
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 5 区及び自主防災等との連携策及び取り組み支援策について・・・・・・・・・・・・・・23
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・・24
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・・・・・・・24

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・・・・・25
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

- 別表1及び2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

はじめに

1 計画の目的

松川村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の村計画との関係

本計画は、平成 18 年 1 月 26 日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 7 条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本村における他の計画（松川村地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

(1) 「松川村地域防災計画」

松川村地域防災計画の第 3 編震災対策編において、第 1 章 災害予防計画 第 1 節 地震に強い村づくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

- ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。
- イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

こととされています。

3 計画期間等

本計画では、平成 19 年度から 27 年度までの 9 年間の計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成 16 年 10 月には新潟県中越地震、そして平成 17 年 3 月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震が発生して多大な被害をもたらしており、大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。また、東海地震、東南海・南海地震等について、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

(2) 大地震時の死因の約 9 割は建物の倒壊によるものです。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、この約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成 17 年 3 月）においては、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正（平成 18 年 1 月 26 日施行）が行われました。この改正により、

ア 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

イ 建築物に関する指導等の強化として、

(ア) 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

(イ) 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

(ウ) 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

(エ) 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

(2) 特定建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表－1参照、以下「多数の者が利用する特定建築物」という）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物

(3) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では村の建築物を対象としています。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

長野県において過去に被害をもたらした地震や、主要な活断層の分布状況、調査時点での科学的知見を踏まえ、県内において発生が想定される地震は東海地震以下6つの地震が報告されています（表-1、図-1）。

（表-1）想定地震の諸元

想定地震名	震源諸元	マグニチュード （※1）	長さ （km） （※1）	幅 （km） （※1）	傾斜 （※1）	位置等 （※1）	《参考》 マグニ チュード （※2）
東海地震		8.0	115	70	34° W	（平成13年想定）	8.0程度
糸魚川-静岡構造線（北部）		8.0	80	20	60° E	小谷村～松本市	8.0程度
糸魚川-静岡構造線（中部）		8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町	8.0程度
伊那谷断層帯		7.9	68	20	60° W	南箕輪村～阿智村	7.7～7.8 程度
信濃川断層帯		7.5	43	21	45° W	飯山市～長野市	7.4～7.8 程度
阿寺断層系		7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県	7.8程度

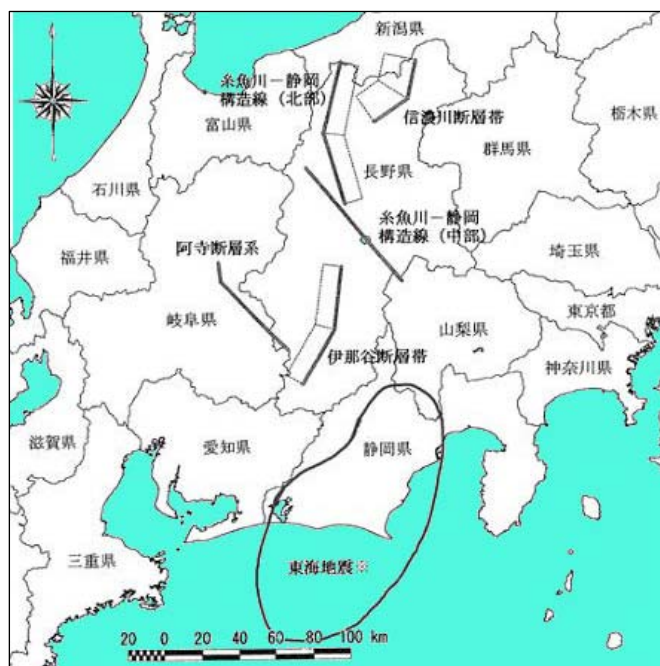
（※1）H14.3長野県地震対策基礎調査報告書による。

なお、以下の表における地震動、震度及び被害想定等は、※1のマグニチュード欄の数値により算定しています。

また、位置等の欄の市町村名は合併後の市町村名に読み替えています。

（※2）H18.1地震調査研究推進本部による最新の数値を参考として記載してあります。

（図-1）想定震源の位置と大きさ



（出典：H14.3 長野県地震対策基礎調査報告書）

※ 中央防災会議では、平成13年より「東海地震に関する専門調査会」を設置し、東海地震に関し、震源域の見直しとそれに伴う地震防災対策強化地域の見直しを実施。上記図のうち東海地震は新たな震源域（平成13年想定）を記載した。

地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は14%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表－2)。

(表－2) 発生が予想される地震

想定地震名※2	国等の見解・公表	地震動等の予測※3
東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	・下伊那地域の平地部及び諏訪地域の一部で震度5強、その他大北、北信地域の一部を除き県内ほぼ全域で震度4～5弱
糸魚川－静岡構造線	30年以内の地震発生確率は14% (地震調査研究推進本部※1)	(北部) ・松本地域から大北地域の平地部及び長野、上田、諏訪地域の平地部の一部等で震度6強～7、その周辺及び伊那谷で震度5強以上、下伊那、木曾、南佐久地域の一部を除き県内全域で震度5弱
		(中部) ・安曇地域から諏訪地域の平地部及び上伊那地域北部の一部等で震度6強～7、その周辺、長野、上田、佐久、上伊那の一部で震度5強以上、その他北信、伊那地域の一部を除きほぼ県内全域で震度5弱
伊那谷断層帯	30年以内の地震発生確率はほぼ0～7% (地震調査研究推進本部※1)	・南信地域の天竜川周辺及び諏訪湖周辺で震度6強～7、その周辺及び長野、松本、上田、佐久地域の平地部で震度5強以上、その他の県内全域で震度4～5弱
信濃川断層帯	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※1)	・千曲川に沿った更埴地域以北の平地部で震度6強その周辺及び東信、中信の平地部で震度5強以上、その他のほぼ県内全域で震度4～5弱
阿寺断層系	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※1)	・木曾地域南部、伊那谷の一部で震度6強、木曾南部、伊那谷の平地部、松本、長野、諏訪地域の平地部で震度5強以上、その他の全県で震度4～5弱

※1 H18.1 地震調査研究推進本部による(地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関、本部長：文部科学大臣)

※2 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したのではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

※3 H14.3 長野県地震対策基礎調査報告書による。

平成14年3月に報告された「長野県地震対策基礎調査」では、県内の主要な活断層をもとに、発生の可能性のある大規模地震として5つの内陸型地震と東海地震について、震度予測と人的・物的な被害を想定し、表-3及び4のとおり報告がなされています。

また、想定した地震以外にも、県内に被害を引き起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性があります。※被害想定の数値は当該市町村毎の想定としてください。

(表-3) 被害想定(建築物被害)

(単位:棟)

区分 想定地震名	木造建築物		非木造建築物		合計	
	全壊	半壊	大破	中破	全壊・大破	半壊・中破
東海地震	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
糸魚川-静岡構造線(北部)	1,338 (27.5)	644 (13.3)	238 (14.9)	149 (9.3)	1,576 (24.4)	793 (12.3)
糸魚川-静岡構造線(中部)	1,120 (23.1)	658 (13.6)	192 (12.0)	145 (9.0)	1,312 (20.4)	803 (12.5)
伊那谷断層帯	0 (0.0)	208 (4.3)	0 (0.0)	35 (2.2)	0 (0.0)	243 (3.8)
信濃川断層帯	0 (0.0)	2 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.0)
阿寺断層系	0 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)

(※1) 東海地震にあつては、H13における新たな想定震源域に基づく、中央防災会議による震度分布を採用した場合の被害想定(概算)を参考として記載。(出典: H14.3 長野県地震対策基礎調査報告書)

(木造4846戸 非木1600戸 計6446戸)

※ 被害想定図(建築物被害)等に関する図は、県のホームページ参照。

(表-4) 被害想定(人的被害)

(単位:人)

区分 想定地震名	死者数	重傷者数	軽傷者数	避難者数
東海地震	0	0	0	0
糸魚川-静岡構造線(北部)	31	38	730	3,441
糸魚川-静岡構造線(中部)	26	35	665	3,072
伊那谷断層帯	0	6	115	351
信濃川断層帯	0	0	5	4
阿寺断層系	0	0	3	2

※ 人的被害は、季節(夏・冬)、時刻別(昼・夜)に想定しており、上記は冬の夜間に発生した場合の被害想定。

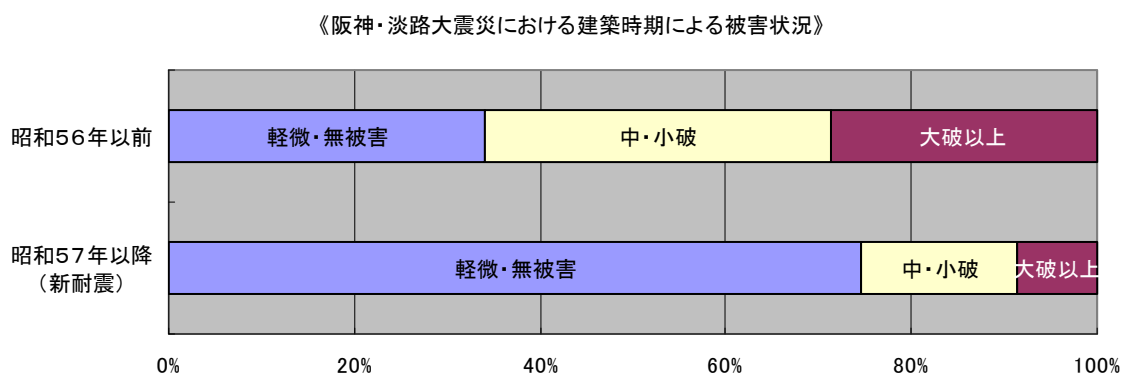
(※1) 東海地震にあつては、H13における新たな想定震源域に基づく、中央防災会議による震度分布を採用した場合の被害想定(概算)を参考として記載。(出典: H14.3 長野県地震対策基礎調査報告書)

※ 被害想定図(人的被害)に関する図は、県のホームページ参照。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。



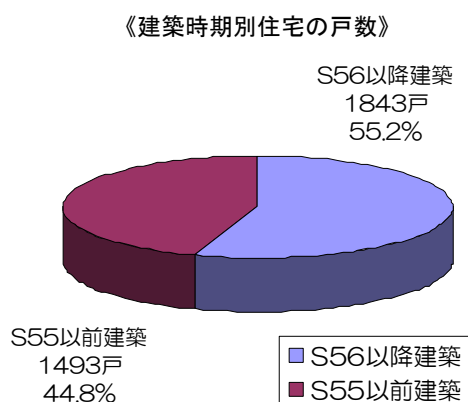
（出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

(2) 建築時期別の住宅の状況等

村内の住宅総数は、**3,336**戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、約**1,493**戸で全体の**44.8%**を占めています。（表-5）

（表-5）建築時期別住宅戸数

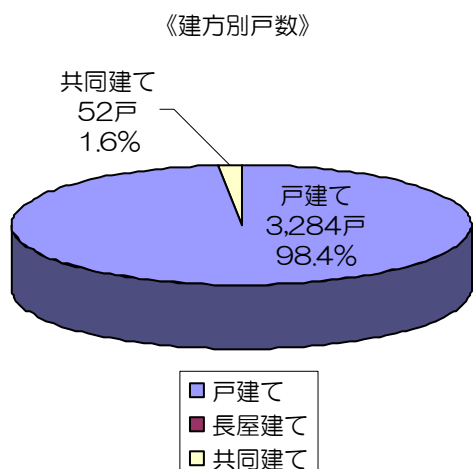
（単位：戸）



住宅総数		3,336
うち昭和55年以前建築		1,493 (44.8%)
~S25		318
S26~35		91
S36~45		357
S46~55		727
うち昭和56年以降建築		1,843 (55.2%)
S56~H2		590
H3~12		908
H13~		345

村内の住宅を建方別にみると、全体の約**98%**を占める戸建ての半数弱が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約**45%**を占めています。

また、長屋建ては当村にはなく、共同建ては住宅総数の約 2%を占めていますが、全ての共同建てが、昭和 56 年以後に建築されたものです。(表-7)。



	住宅数		うち昭和 55 年以前建築戸数	
	住宅数	構成比	住宅数	住宅数に対する割合
戸建て	3,284	98.4%	1,493	45.5%
長屋建て	0	0%	0	0%
共同建て	52	1.6%	0	0%
計	3,336	100%	1,493	44.8%

持ち家は 3252 戸あり、全住宅に占める割合は 97.5%で、そのうちの約半数弱が昭和 55 年以前に建築されています(表-8)。

(表-8) 持ち家の建築時期別住宅数 (単位: 戸)

	住宅戸数		うち昭和 55 年以前建築戸数	
	住宅戸数	構成比	住宅戸数	住宅戸数に対する割合
持ち家	3,252	97.5%	1,461	44.93%

また、村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成 16 年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業を実施してきました。

診断を実施した住宅は 315 戸で、そのうち 3 戸で耐震改修を行っています(表-9)。

(表-9) 耐震診断・改修の実績 (単位: 戸)

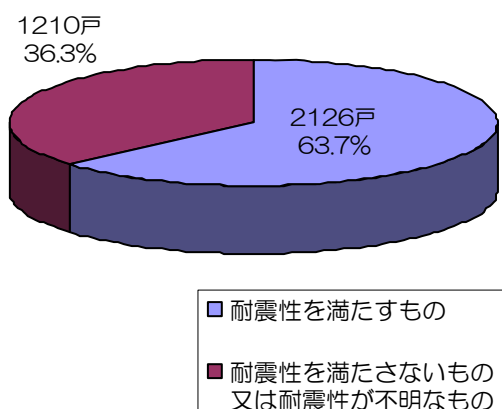
耐震診断	H16	H17	H18	H19	合計
住宅	30	100	124	61	315
避難施設	—				
耐震改修		2		1	3

※上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断を合わせた件数

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 2126 戸となるが、耐震診断結果を考慮し、村内における住宅の耐震化率を推計すると、現状では 63.7%になります(表-10-1)。

《住宅における耐震化の現状》



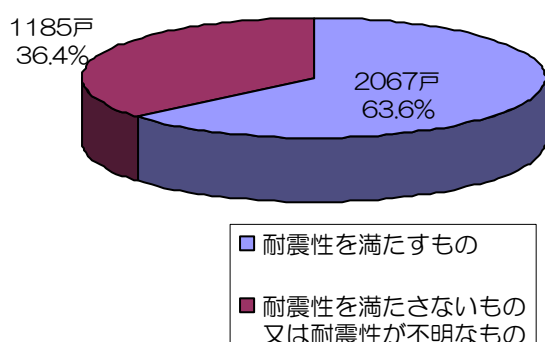
(表-10-1) 住宅における耐震化率の現状 (単位: 戸)

住宅総数 (a)	3,336
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	2,126
耐震化率 (c=b/a)	63.7%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	1,843
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	1,493
既に耐震性を満たしているもの又は 満たしていると推測されるもの (f)	280
耐震改修を実施したことにより耐震 性を満たしているもの (g)	3
耐震性を満たさないもの又は耐震性 が不明なもの (h)	1,210

※ 昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和 56 年以前と昭和 57 年以降に分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が 5 年ごとに実施されており、昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。

また同様に、持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 276 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状で 63.6%と推計されます（表-10-2）。

《持ち家における耐震化の現状》



(表-10-2) 持ち家における耐震化率の現状 (単位: 戸)

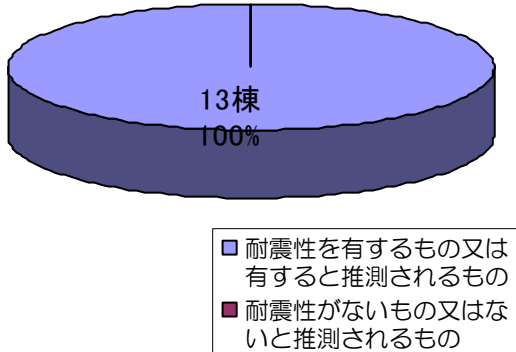
持ち家総数 (a)	3,252
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	2,067
耐震化率 (c=b/a)	63.6%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	1,791
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	1,461
既に耐震性を満たしているもの又は 満たしていると推測されるもの (f)	273
耐震改修を実施したことにより耐震 性を満たしているもの (g)	3
耐震性を満たさないもの又は耐震性 が不明なもの (h)	1,185

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

村内に、多数の者が利用する特定建築物は 13 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたもの 5 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 5 棟に昭和 57 年以降に建築されたもの 8 棟を加えた、全棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 100%と推計されます（表-11-1、11-2）。

(表-11-1) 特定建築物における耐震化率の現状 (単位: 棟)

《多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状》



特定建築物総数 (a)	13
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	13
耐震化率 (c=b/a)	100%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	8
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	5
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	5
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0

(表-11-2) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位: 棟)

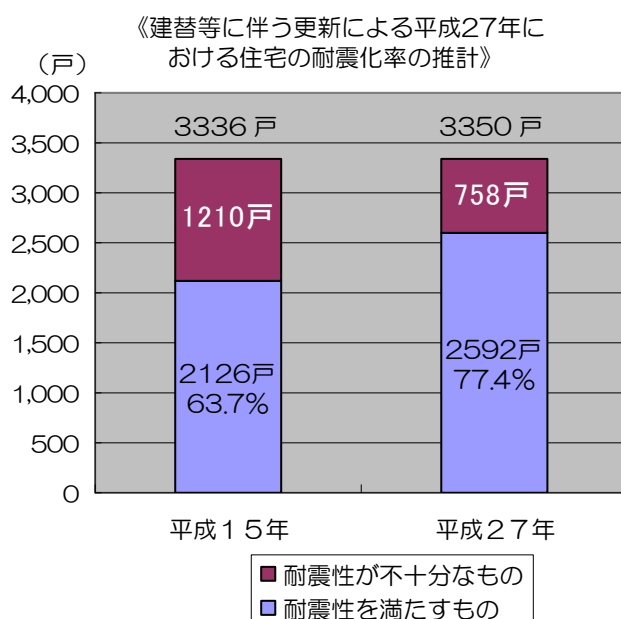
多数の者が利用する特定建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所 (庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校 (幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅 (賃貸) 等	
平成 18 年における棟総数 (a)	1	9			3	13
耐震性を満たすもの (b=d+f)	1	9			3	13
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%			100%	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	1	4			3	8
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)		5				5
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの (f)		5				5
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)						

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 建替等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の9年間においても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します（以下「建替等に伴う更新」という。）。

これまでの建替え等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替え等が推移とした場合の平成27年時点における住宅の耐震化率を推計します（表-12）。



(表-12) 建替等に伴う更新による平成27年における住宅の耐震化率の推計 (単位：戸)

	平成18年	平成27年
住宅の総数 (a)	3,336	3,350
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	2,126	2,592
耐震化率 (c=b/a)	63.7%	77.4%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	1,843	2,415
昭和55年以前に建てられたもの (e)	1,493	935
耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの (f)	280	237
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	3	3
耐震性が不十分なもの (h)	1,210	681

また、同様にこれまでと同じペースで建替え等が推移した場合の平成 27 年時点における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を推計します（表－13）。

（表－13）建替等に伴う更新による平成 27 年における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の推計（単位：棟）

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる 建築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
平成 18 年における棟総数（a）	1	9			3	13
平成 27 年における総棟数（推計値）（b）	1	9			4	14
耐震性を満たすもの（c=e+g）	1	9			4	14
耐震化率(d=c/b)	100%	100%			100%	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数（e）	1	4			4	9
昭和 56 年以前に建築された棟数（f）		5				5
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの（g）		5				5
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（h）						

(2) 耐震化率の目標の設定

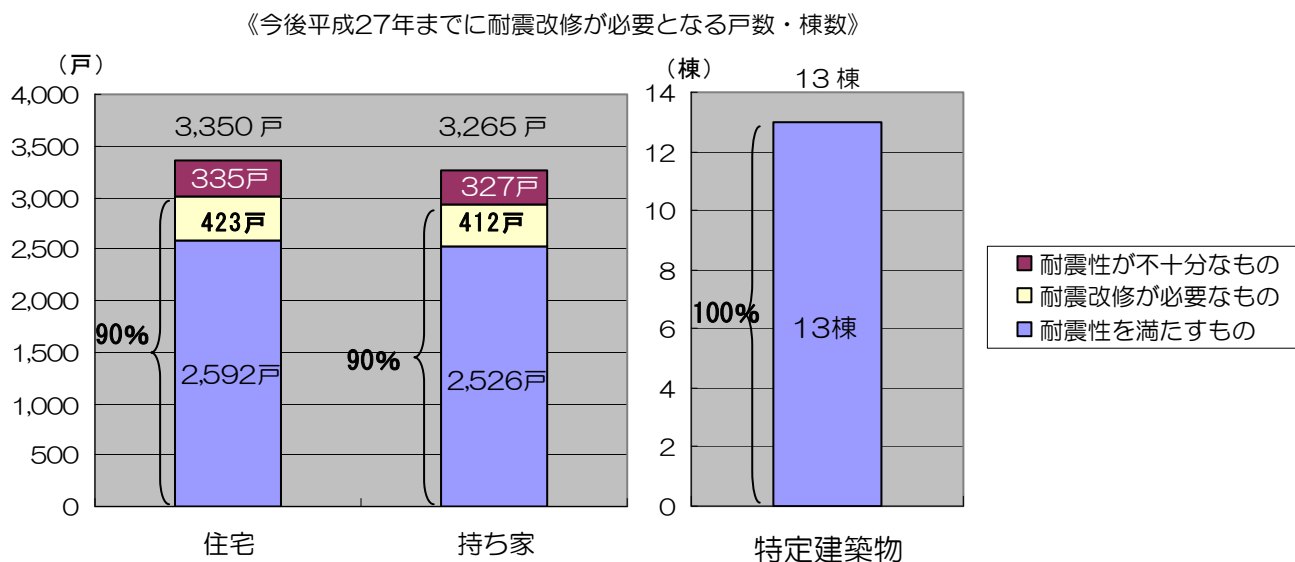
国の基本方針において、「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。」とされていること及び県計画の耐震化率の目標並びに本村において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、村内の地震被害想定を半減化を目指して、平成27年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を90%とします。

イ 多数の者が利用する特定建築物については、耐震化率の目標を90%とします。

目標の達成に向けては、今後9年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、村民に対する周知や施策の推進により、住宅にあつては423戸の、持ち家にあつては412戸の耐震改修が必要になります。多数の者が利用する特定建築物にあつては13棟全て耐震性を満たしています。

(表-14、15-1-1)



(表-14) 平成 27 年における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

	住 宅	
		持ち家
平成 18 年における住宅総数 (a)	3,336	3,252
耐震性を満たすもの (b)	2,126	2,067
耐震化率 (c=b/a)	63.7%	63.6%
平成 27 年における住宅総数の推計値 (d)	3,350	3,265
建替え等がこのままの状況で推移した場合、平成 27 年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による) (e)	2,592	2,526
建替等に伴う更新による平成 27 年における耐震化率 (f=e/d)	77.4%	77.4%
目標 (90%) を達成するために平成 27 年時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	3,015	2,938
平成 27 年までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	423	412
平成 27 年における耐震化率の目標 (i=g/d)	90.0%	90.0%

(表-15-1) 平成 27 年における特定建築物の耐震化率の目標

(単位：棟)

	多数の者が利用する特定建築物
平成 18 年における棟総数 (a)	13
耐震性を満たすもの (b)	13
耐震化率 (c=b/a)	100.0%
平成 27 年における棟総数の推計値 (d)	14
建替え等がこのままの状況で推移した場合、平成 27 年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による) (e)	14
建替等に伴う更新による平成 27 年における耐震化率 (f=e/d)	100.0%
目標 (90%) を達成するために平成 27 年時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	
平成 27 年までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	
平成 27 年における耐震化率の目標 (i=g/d)	90.0%

(3) 地震災害時に特に重要となる建築物の耐震化の促進

地震災害時に、避難施設となる学校等やけが人の手当を行う病院・診療所及び災害弱者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体（民間又は公共）に関わらず、特に耐震化の促進が必要な建築物です。

多数の者が利用する特定建築物について地震防災上の観点から、用途を5つの区分に分類し、そのそれぞれについて現状の耐震化の状況等を踏まえ、次のとおり目標を設定します（表-15-2）。

I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	90%
II 災害時に避難施設となる建築物	90%
III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	90%
IV 被災時要援護者が利用する建築物	90%
V その他の建築物	90%

（表-15-2）平成 27 年における特定建築物の耐震化率の目標（詳細）

（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
平成 18 年における棟総数 (a)	1	9			3	13
耐震性を満たすもの (b)	1	9			3	13
耐震化率 (c=b/a)	100.0%	100.0%			100.0%	100.0%
平成 27 年における棟総数の推計値 (d)	1	9			4	14
建替え等がこのままの状況で推移した場合、平成 27 年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの（建替等に伴う更新） (e)	1	9			4	14
建替等に伴う更新による平成 27 年における耐震化率 (f=e/d)	100.0%	100.0%			100.0%	100.0%
目標を達成するために平成 27 年時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)						
平成 27 年までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)						
平成 27 年における用途区分別の耐震化率の目標	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち村有施設（以下「村有施設」という。）にあつては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 村有施設の耐震化の基本方針

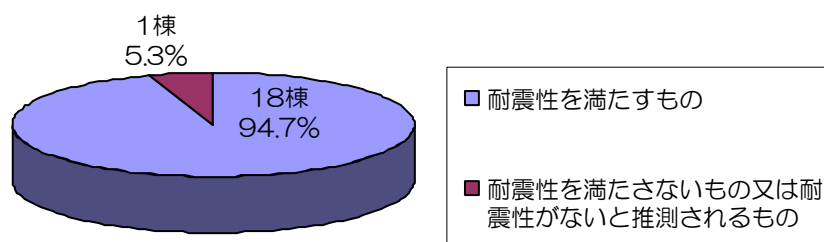
村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2) 村有施設の耐震化の現状と目標

現在、村有施設のうち災害拠点施設等（村営住宅を除く。以下同じ。）は 19 棟あり、昭和 56 年以前に建てられたものが 7 棟（構成比 36.8%）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは 6 棟で、昭和 57 年以降に建てられた 12 棟を加えた 18 棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は 94.7%となります。

村有施設の平成 27 年における耐震化率の目標は、災害拠点施設等において 100%とします（表-16）。

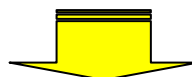
《村有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状》



(表-16) 村有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

(単位：棟)

建築物の分類	本庁舎、 支所庁舎、 消防署等	小中学校、 体育館	病院、 診療所	社会福祉 施設等	左記以外の 用途	合 計
総棟数 (a=d+e)	2	9		4	4	19
耐震性があると判断され るもの (b=d+f)	2	9		3	4	18
耐震化率 (c=b/a)	100.0%	100.0%		75.0%	100.0%	94.7%
昭和 57 年以降に建築さ れた棟数 (d)	2	4		3	3	12
昭和 56 年以前に建築さ れた棟数 (e)		5		1	1	7
耐震性を有するもの 又は有すると推測さ れるもの (f)		5			1	6
耐震化が必要なも の (g) ※				1		1



平成 27 年における 耐震化率の目標	100%
------------------------	------

※ 上記、耐震化には、除却・改築等を含む。

(3) 公営住宅（**村営住宅**）の耐震化の現状及び目標

村有施設のうち**村営住宅**は、**2** 団地、**66** 戸、**15** 棟を管理しています（平成 **19** 年 **4** 月 **1** 日現在）。そのうち昭和 56 年以前に建築されたものは **0** 棟です。昭和 57 年以降に建築されたのは **15** 棟で、現在の耐震化率は **100%** となっています（表-19）。

また、平成 27 年における**村営住宅**全体の耐震化率も **100%** となります。

(表-19) **市営住宅**の耐震化の現状と目標

(単位: 棟)

建築物の分類	低 層	中・高層	合 計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数 (a) (構成比)	14 (93.3%)	1 (6.7%)	15 (100%)
耐震性を満たしているもの (b)	14	1	15
耐震化率(c=b/a)	100%	100%	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	14	1	
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)			
耐震性を有するもの (f)			
未診断(g)			
耐震化率の目標(h)	100%	100%	100%

(5) 耐震診断結果の公表等

村有施設にあっては、耐震化の状況を、別途**村**のホームページ等で公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図－5）

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、**村民**が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

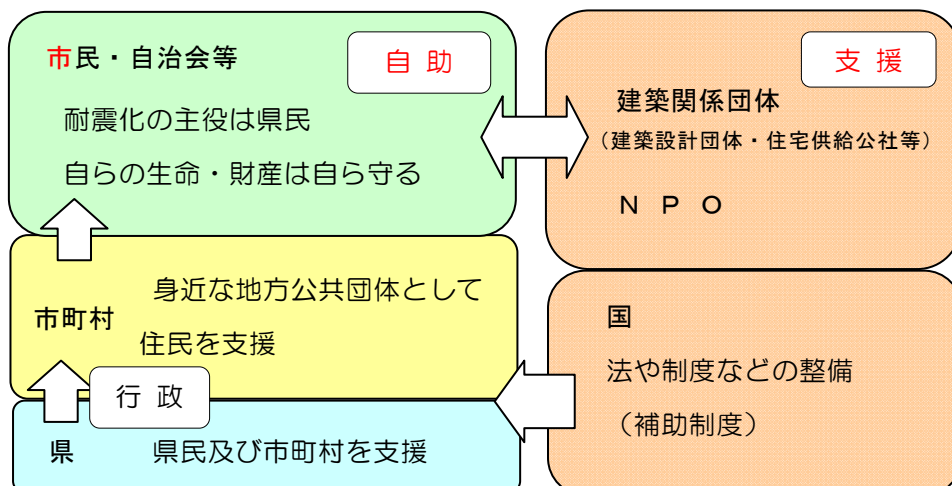
ウ 村

村は、住民に最も身近な地方公共団体として、**地域の実状**に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

エ 県

県は所有者の取組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

（図－5）耐震化を推進するための役割分担（イメージ）



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施

ア 住宅に関する支援

村においては、住宅の耐震化を促進するため、平成 16 年度から、住宅耐震改修事業（県事業名『すまいの安全「とうかい」防止対策事業』（補助事業））を実施してきました。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和 56 年以前の住宅及び避難施設となる建築物について、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます（表-21）。

（表-21）事業の概要

区 分	耐震診断	耐震改修（補強）
対象建築物	◇昭和 56 年以前の住宅 ◇避難施設となる建築物	
助成内容	村が耐震診断士を派遣	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成
補 助 対象経費	◇簡易診断 6 千円／戸 ◇精密診断 3 万円／戸	1 2 0 万円／戸
負担率	国 : 1 / 2 県 : 1 / 4 市町村 : 1 / 4	建築主 : 1 / 2 県 : 1 / 4 市町村 : 1 / 4

既存木造住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県既存木造住宅耐震化評価委員会」により評価された、新たな耐震補強器具（耐震金物）等に関しても村民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます。（表-22、別表-2）。

（表-22）

これまでに評価された耐震補強器具等	5 件
-------------------	-----

イ 多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等に関する支援制度を検討します。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

(1) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、**村**に「耐震改修相談窓口」を設けることとします。

また、**すまいの安全「とうかい」防止対策事業**の実施に際し、**県**において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します（表-24）。

(表-24)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数（H18.8.1 現在）	2,242 名
------------------------------	---------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。**通学路等**を中心に危険個所の点検を進めます。また、**地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援**します。

(2) ガラス・天井の落下防止対策

平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震では、オフィスビルの窓ガラスが落下し通行人に負傷者が出ました。また、同年 7 月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井が落下し利用者に負傷者が出ました。**改修等の必要性がないかどうか村内建築物の点検**を行います。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び**北アルプス広域南部消防署**と連携して進めます。

5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するための耐震化を推進します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は村において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

村において相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、平成18年4月に宅地建物取引業法施行規則が改正され、同法第35条に定められた重要事項の説明の項目に、「昭和56年5月31日以前に建築された建物について建築士等が行った耐震診断結果の有無及びその内容」が追加されました。窓口相談にあたっては、こうした制度の説明も併せて行います。

さらに、**広報誌やパンフレット、チラシ、ホームページ等**あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、**県**と連携し、**区等**の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど**講習会等**を実施します（表-28）。

（表-28）講習会等の事例

実施先	概要
区等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報やチラシ、ホームページ等により、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 自主防災会等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、村は各自主防災会又は区に対して啓発や必要な支援を行います。

具体的には、村総合防災訓練等を実施し、村・各区・各自主防災会・消防団等が連携し、災害発生時の行動の習熟度を高めるための初期消火訓練、救出・救護訓練、避難・誘導訓練等を行います。また、各自主防災会の活性化を図るため、自主防災会リーダーに対する、講習会等を実施するとともに、青年層や女性層の組織にも参加を促進します。さらに、各自主防災会間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう支援します。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の区域内において住宅の耐震改修を行った場合、当該改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を所得税額から控除できるなど、平成18年4月から耐震改修促進税制が開始されました。

こうした税制（住宅の耐震改修に係る所得税の特別控除）の適用を受けるためには、村による耐震改修に関する補助制度の対象となる住宅に限定されていることから、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本村においても村内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表-29）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指 示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3) 公 表：公報やホームページへの登載、各地方事務所等へ掲示。

（表-29）

区 分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法		特定建築物 （法第6条、法7条第1項）	特定建築物 （法7条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第7条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。
- (2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が同条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、**県及び**関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、毎年、評価・検証を行うほか、**5年後**に見直すこととします。

別表 1 (多数の者が利用する特定建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	1,000㎡以上	2,000㎡以上
病 院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		階数3以上かつ2,000㎡以上
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ2,000㎡以上	
郵便局、保健所、税務署その他これらに 類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ2,000㎡以上	

別表2（既存木造住宅の耐震性を向上させると評価した耐震補強工法）

（長野県既存木造住宅耐震化評価委員会）

NO	評価年月日	業者名	工法の名称	概要	外観
1	H17.5.26	江戸川木材工業(株) 東京都江東区 Tel.03-3521-3190 ホームページ http://www.edogawamokuzai.co.jp/	GHハイアウト制震工法	地震力をオイルダンパーで吸収することで、建築物の変形量を減ずる工法	 GHハイアウト
2	H17.5.26	(株)鴻池組 大阪市中央区 Tel.06-6244-3588 ホームページ http://www.konoike.co.jp/	仕ロダンパー	地震力を仕ロダンパーで吸収することで、建築物の変形量を減ずる工法	 仕ロダンパー
3	H17.5.26	グランドータ(株) 東京都立川市 Tel.045-523-7800 ホームページ http://www.grandata.co.jp/	外付GDブレース工法	外付ブレースにより、木造住宅の壁量を補う補強工法	 外付GDブレース
4	H18.11.30	J建築システム(株) 札幌市南区 Tel.011-573-7779 ホームページ http://www.j-kenchiku.co.jp/	J-耐震開口フレーム	開口部に、構造用集成材等で形成したBOX型や門型のフレームを設置することにより壁量を補う補強工法	 J-耐震開口フレーム
5	H18.11.30	(株)シーク研究所 神奈川県横浜市 Tel.045-780-1155 ホームページ http://i-shec.jp/	耐震ポール工法	建物を耐震ポールによって外部から補強し、建物の倒壊を防止する工法	 耐震ポール工法

平成18年11月30日現在